

厚生委員会記録

[第2日目]

1 日 時 平成29年12月14日(木曜日)

開 会 午前 9時55分

散 会 午前11時42分

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員 10人

委員長 堀 江 かず代

副委員長 舎 川 智 也

委 員 久 保 大 憲

// 松 井 邦 人

// 木 下 章 広

// 江 西 照 康

// 島 隆 之

// 村 石 篤

// 鋪 田 博 紀

// 有 澤 守

4 欠席委員 0人

5 説明のため出席した者

【福祉保健部】

福祉保健部長	西田 政司
福祉保健部理事（保健所長）	元井 勇
福祉保健部次長	作田 正樹
福祉保健部次長（医療介護連携・総合ケア・高齢者福祉担当）	山口 忠司
参事（まちなか総合ケアセンター所長）	高野 聡
社会福祉課長	関野 孝俊
指導監査課長	茶木 聖一
障害福祉課長	中島 眞由美
生活支援課長	宮前 仁
長寿福祉課長	清水 裕樹
介護保険課長	長 康博
保険年金課長	笠間 信行
保健所次長（参事）	瀧波 賢治
保健所地域健康課長	石井 達也
保健所保健予防課長	宮崎 英明
保健所生活衛生課長	野村 勉
大沢野行政サービスセンター地域福祉課長	久郷 元幸
大山行政サービスセンター地域福祉課長	木下 裕功
八尾行政サービスセンター地域福祉課長	梅田 一好
婦中行政サービスセンター地域福祉課長	境野 章
ねんりんピック推進室	小善 誠
社会福祉課主幹（調整担当）	原 雅博

【こども家庭部】

こども家庭部長	中村 正美
こども家庭部次長	浅野 朋之
こども支援課長	中田 俊彦
こども福祉課長	古川 安代
こども育成健康課長	石倉 善子
参事（まちなか総合ケアセンター所長）	高野 聡
大沢野行政サービスセンター地域福祉課長	久郷 元幸
大山行政サービスセンター地域福祉課長	木下 裕功
八尾行政サービスセンター地域福祉課長	梅田 一好
婦中行政サービスセンター地域福祉課長	境野 章
こども支援課主幹（調整担当）	長崎 秀樹

【市民生活部】

市民生活部長	田中 齊
市民生活部次長	大森 典明
市民生活部次長 (生活安全交通・防災危機管理担当)	牧野 和彦
大沢野行政サビ`セツタ-所長	山本 貴英
大山行政サビ`セツタ-所長	森井 正秀
八尾行政サビ`セツタ-所長	江尻 覚
婦中行政サビ`セツタ-所長	保井 秀夫
細入中核型地区センター所長	大下 勝
参事 (山田中核型地区センター所長)	野上 健
参事 (スポーツ振興・施設リノベーション担当)	蔵堀 茂博
市民生活相談課長	舟崎 文彦
市民課長	毛呂 知昭
生活安全交通課長	若松 潤
男女参画・市民協働課長	広瀬 圭一
スポーツ健康課長	石黒 健一
消費生活センター所長	岡本 繁信
市民生活相談課主幹 (調整担当)	秋 俊浩

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

議事調査課調査係長	牧野 仁美
議事調査課主査	酒井 優
議事調査課主任	桂川 卓也

7 会議の概要

委員長 ただいまから、厚生委員会を開会いたします。
当委員会に付託されました各案件の審査につきましても、各部局単位とし、お手元に配付してあります委員会審査順序のとおり行う予定であります。

なお、委員及び当局の皆さんに申し上げますが、当委員会の記録については、後日、インターネット上に公開されることとなりますので、質疑・答弁及び説明は、簡潔・明瞭に行っていただきますようお願いいたします。

これより、福祉保健部所管分の議案の審査を行います。

議案第118号 平成29年度富山市一般会計補正予算（第5号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費中福祉保健部所管分、第4款衛生費中福祉保健部所管分、

議案第119号 平成29年度富山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）、

議案第120号 平成29年度富山市まちなか診療所事業特別会計補正予算（第1号）、

議案第121号 平成29年度富山市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、

議案第122号 平成29年度富山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、

以上5件を、一括議題といたします。
これより、順次、当局の説明を求めます。

福祉保健部長 〔挨拶〕

福祉保健部次長 〔議案第118号中
人件費補正について、
議案説明資料により説明〕

社会福祉課長 〔議案第118号中
臨時福祉給付金支給事業について、
議案書及び議案説明資料により説明〕

障害福祉課長 〔議案第118号中
心身障害者福祉推進事業費について、
自立支援給付事務処理システム事業費につい
て、
補装具給付事業費について、
短期入所事業費について、
就労移行・継続支援事業費について、
更生医療給付事業費について、
富山型デイサービス推進事業費について、
行動援護事業費について、
地域定着支援事業費について、
障害児通所給付事業費について、
議案書及び議案説明資料により説明〕

長寿福祉課長 〔議案第118号中
老人福祉施設運営費について、
議案第121号中
介護予防ケアマネジメント事業費について、
審査支払手数料について、
議案書及び議案説明資料により説明〕

介護保険課長 〔議案第121号中
介護保険事務処理システム事業費について、
議案書及び議案概要書により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

村石委員 議案説明資料3ページの臨時福祉給付金支給
事業完了に伴う精算について伺います。事業
内容には対象事業名や給付金額、実績額、給
付金をもらった人数が書いてあります。対象
者数をそれぞれ教えてください。

社会福祉課長 ①平成27年度年金生活者等支援臨時福祉給
付金の対象者は4万7,124人、②平成2
7年度臨時福祉給付金の対象者は7万9,3
06人、③平成28年度年金生活者等支援臨
時福祉給付金の対象者は3,500人、④平
成28年度臨時福祉給付金の対象者は7万7,

083人です。

村石委員 対象者数が重複するということはないのですか。

社会福祉課長 年金生活者と低所得者に対する給付金をそれぞれ受給されている方も一部でいらっしゃいます。

村石委員 ありがとうございます。対象者数と実績には差があるということがあります。今ほど数字をお話しいただきましたけれども、とりわけ②平成27年度臨時福祉給付金において対象者数は7万9,000人余りですが、実績は5万8,000人余りとなっています。このように申請をしなかった方が多いことについて、どのように考えておられますか。

社会福祉課長 1つには、記載してありますとおり、支給額が1人当たり6,000円と、金額的にちょっと低額であったことも一部にはあろうかと考えております。また、3万円と6,000円の支給については、その方それぞれの考え—これくらいだったら申請しなくてもいいかなということが一部にはあったのではと考えております。

村石委員 今ほど社会福祉課長が言われたようなことは、ある程度推測できると思います。ただ、この給付金に対する政府の考えは、あくまで消費税を引き上げたことに対する負担軽減であり、その目的を達成するためには1人でも多くの方にこの給付金を渡すことが本人にとってもいいし、地域経済にとってもいいことだというぐあいに思います。そこで、申請されていない方については、再度このような給付金の対象になっているという通知をされたのですか。

社会福祉課長 申請書の受付期間は約6か月間ございました。最初に対象者へ申請を促す書類を送付いたしまして随時申請を受け付けておりましたが、締切りの約1カ月前に未申請の方に対して再度申請書をお送りして申請を促しておりました。

村石委員 2回通知しても申請されないのが現実だということがわかりました。次の項目に入ってよろしいですか。議案説明資料4ページのシステム改修について伺います。事業目的が書いてあり、その次に事業内容が細かく書いてありますけれども、事業内容の中に気になる項目が書いてないのでお聞

きします。障害を持っている方は、64歳までは障害の制度で支援を受け、65歳になると介護保険制度に移行します。障害の制度においての負担額や給付内容と、介護保険制度に移行してからの負担額やサービス内容に違いがあると聞くことがよくあります。今回の改正でそのことは一定程度解決されるのですか。

障害福祉課長 障害者の方が65歳になられたときの低所得者の方への対応について、詳細について決定したものはまだ発表されておりませんが、本年11月14日付けで国から市町村に案内された内容によりますと、①65歳に達する日前5年間障害福祉サービスを利用している、②65歳になる前年の市町村民税が非課税である、③65歳になった年の市町村民税が非課税である、④使っていた障害福祉サービスの中身が居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所介護、⑤障害者区分が2以上、という要件を全て満たす方が対象です。障害福祉のサービスから介護保険のサービスに切りかわる内容については、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、地域密着型通所介護、小規模多機能居宅介護と規定されております。今回は障害福祉サービスのシステム改修であ

り、これらの方につきましては、今回のシステム改修の対象ではありません。現在、低所得の方への対応は、介護保険のサービスを利用された方に対して障害福祉課の高額療養サービスにおいて償還払いの手続きをしていただいております。これは介護保険の実績になります。障害福祉課が給付決定をしているものではないので、今回のシステム改修には関係ありません。

鋪田委員 システム改修が幾つか出ていますので、代表して障害福祉課にお尋ねします。実際にシステムが稼働するタイミングはいつになりますか。

障害福祉課長 実際に稼働するのは来年4月1日以降であり、来年3月末までの納期でお願いしております。

鋪田委員 このシステム改修が実際に担当される職員の方にとってどれくらい影響があるものなのか想像がつかないのですけれども、過去に後期高齢のシステムとの接続の関係で、システム改修後にうまく数字が反映されなかったこともありました。もちろん年度変わりで新しく配置される方もおられますので、毎年システム改修があってもなくてもそうなのですが、

慣れるための期間というものは設けられるのですか。

障害福祉課長 心身障害者福祉推進事業費と自立支援給付事務処理システム事業費のシステム改修については、サービスが増えることによるシステム改修で操作そのものはあまり変わりません。補装具給付事業費のシステム改修については、貸与という項目が増えるだけなので、操作そのものは変わりません。その前の段階で当然テスト期間がございますので、対応できると考えております。

木下委員 議案説明資料5ページについて、台風の被害で海岸通老人福祉センターのガスヒートポンプエアコンが壊れて部品供給もないため修繕ができないことから、新しいエアコンに更新するということです。事業費補正額は650万円ということですが、エアコンの耐用年数はどれくらいですか。

長寿福祉課長 今まで設置していて、今回破損した機種 of 耐用年数は10年と聞いています。

木下委員 現在のものが10年ですね。新しいものはどれくらいなのか。

長寿福祉課長 今回予算要求をするために見積もりいたしました機種については、耐用年数が13年と聞いております。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ほかにないようですので、これをもって、議案の質疑を終結いたします。
これより、議案第118号中福祉保健部所管分、議案第119号から議案第122号まで、以上5件を一括して討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。
これより、議案第118号中福祉保健部所管分、議案第119号から議案第122号まで、以上5件を一括して採決いたします。
各案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。

よって、各案件は、原案可決されました。

以上で、福祉保健部所管分の議案の審査を終了いたします。

次に、福祉保健部所管分で、議案以外に何か質問はありませんか。

久保委員

議員になって以降、市民の皆さんからいろいろな情報を伺って、当局の皆さんに現状の確認や、場合によっては改善を求めたりしますが、その際、びっくりするようなものをいまだに紙ベースで管理されているということが時々あります。私たちは皆さんの現状の仕事の中でどういったところがシステム化されていて、またどういったものが紙で管理されているのか一紙で管理した方がいい場合ももちろんあると思いますが、なかなかわかりません。ただ、システム化が他市と比べて遅れているケースを今までに何件か散見しています。できれば来年3月の常任委員会に向けて、皆さんが所管されている業務の範囲中で、システム化が望ましい、もしくは他市でシステムを導入しているけれども我が市が遅れているなど、どのような課題があるのかを把握したいと思っています。当然、予算があるわけなので必ずかなうわけではないのですが、どう

かそういった資料を次回までに用意していただいて御説明していただきたいと思います。依頼になりますが、よろしいですか。

福祉保健部長 もしそのようなものがあればしっかりと準備させていただきます。

村石委員 富山市高齢者福祉電話設置事業について伺います。この事業の対象者は、65歳以上の在宅のひとり暮らし高齢者または世帯の全てが65歳以上である高齢者世帯で、近隣に親族が居住しておらず、市町村民税が非課税世帯であり、電話機や携帯電話を持っていない方です。高齢者福祉電話の設置件数と、近年ひとり暮らしの高齢者が増えていることから設置件数が増加傾向にあるのかどうかを教えてください。

長寿福祉課長 過去3カ年の設置件数を申し上げますと、平成26年度末は99件、平成27年度末は107件、平成28年度末は110件という実績であり、近年増加傾向にあると考えております。

村石委員 事業の中身をいろいろと見てみると、申請が通って電話機が設置される場合、貸してもら

えるのはダイヤル式の黒電話です。今、ダイヤル式の黒電話を見ることはなかなか少ないと思います。ダイヤル式の黒電話と一般的に私たちが使っている電話機とは一緒ではないですよ。ダイヤル式の電話機からプッシュ式の電話機に改めたほうがいいと思いますが、どうですか。

長寿福祉課長 今の契約はダイヤル回線です。この事業は N T T から電話機をレンタルして行っており、N T T がダイヤル回線の契約で貸出しをしている電話機は、ダイヤル式の黒電話しかありません。ダイヤル回線でプッシュ式の電話を使用する場合、別の会社から電話機を調達する必要が出てくるのではないかと考えております。

村石委員 はっきりわかりませんが、高齢者にとって使いやすい電話機はダイヤル式なのかプッシュ式なのかということも検討してほしいと思います。お金はあまり変わらないと思いますが、どうですか。

長寿福祉課長 黒電話のレンタル料金は月額 1 8 0 円です。これと違う機種を N T T 以外の会社からレンタルした場合、幾らになるかは調べていない

のでわかりませんが、恐らく今までよりも経費は必要だと考えています。NTTはプッシュ式の電話機一昔ながらの黒電話がプッシュ式になっただけのもののレンタルも行っており、電話機をプッシュ式にしますと、回線もプッシュ回線にする必要があります。これも事業にかかる経費が増えるとは考えておりますが、利用者の方からはダイヤル式ではなくてプッシュ式にならないかという声も少なからずあると把握しております。ただ、利用者の方からの要望はダイヤル式・プッシュ式についてだけではなくて、例えば音量をもう少し大きくできないかといったものもあります。経費の問題もございしますが、今後こういった事業内容にしていけばいいのかを全般的に検討させていただきたいと考えております。

村石委員

ありがとうございます。ぜひ、使っている方が利用しやすいように検討をお願いしたいというぐあいに思います。

次に、富山市ひとり暮らし高齢者等緊急通報システムについてお伺いします。対象者は、富山市に住んでいる65歳以上のひとり暮らし高齢者または世帯の全てが65歳以上の世帯の方で、病弱等のため日常生活上常時注意を要する方、近隣に親族が居住していない方、

市町村民税非課税世帯の方という要件を全て満たしている方です。これは命にかかわる問題なので、大事な事業だというぐあいに思います。この緊急通報システムの設置件数を教えてください。

長寿福祉課長 過去3カ年の設置件数を申し上げますと、平成26年度末が482件、平成27年度末が460件、平成28年度末が450件であり、これは近年減少傾向にございます。

村石委員 毎年設置件数が減少する原因の1つに、利用者が亡くなられるということがあると思いますが、減る原因についてどのように考えておられますか

長寿福祉課長 近年、サービス付き高齢者住宅や有料老人ホーム等が増えてきております。そういった施設には最初から緊急通報装置がついていることもあり、また、施設や住宅には見守りする方が最初から配置されているといった形態になっておりますので、そういったこともこの減少の要因になっているのではないかと思います。

村石委員 このシステムについていろいろと見させてい

ただきました。要するに利用者が相談センターに通報して、相談センターは近くの緊急通報協力員に確認依頼をして、緊急通報協力員は利用者のもとに出向確認に行くというシステムです。その中で緊急通報協力員はどのような方が担っており、これまで駆けつけた事例があるのか教えてください。

長寿福祉課長 緊急通報協力員の方は、まず近隣にいらっしゃるらない親族の方一近隣に親族がいらっしゃる場合はそもそも申請ができないため、駆けつけられる範囲内でちょっと離れたところにいらっしゃる親族の方や、近隣で友人・知人の方がいらっしゃる場合は、そういった方にもなっていただくことができます。

村石委員 その地区を担当している民生・児童委員の方が緊急通報協力員になることはありますか。

長寿福祉課長 申請時に申請者の方がその方とお話しされて緊急通報協力員になっていただけるという形になれば、受け付けることになろうかと思えます。こちらから民生委員の方にお問い合わせということはありません。

村石委員 別の項目でいいですか。最後にしますけれど

も、保健所の労働条件のことを伺います。今、社会的に時間外労働が多いとか、あるいは時間外労働が多いために最悪の場合、過労死することが非常に問題視されています。労働基準法の規定では保健所は36協定一時間外勤務を命令する場合は協定を結ばなければならない事業所になっています。現在、保健所は36協定を結んでいらっしゃいますか。

保健所地域健康課長 今のところ36協定は締結しておりませんが、現在、職員課と締結の方向で協議を進めています。

村石委員 保健所は、食中毒などいろいろな問題があったときには土日をおろわす、あるいは夜間をおろわす出勤することが初めからわかっています。皆さんは御存じだと思いますが、そのような意味では36協定をしっかりと結んでいないと1時間たりとも時間外勤務の命令ができません。したがって、36協定を結んでほしいということと、事業者が勝手に届け出を書くことはできないため、対象となる職員の代表者との協議も必要ですし、十分協議をして早急に労働基準監督署に届け出をしていただきたいと思います。

鋪田委員

高齢者の見守りについて、全般的なお話をお伺いします。ひとり暮らしあるいはそれ以外の高齢者の方も、地域で見守るいろいろな制度があると思います。その中にはもともと市で取り組んでいたものや、ケアネットサービスのように県が音頭をとって集まったものなど、いろいろな種類のものがあります。最終的には社会福祉協議会経由や長寿会経由などいろいろな形で地域におりてきて、いろいろな取組みをされています。一部重複するというのはおかしいのですけれども、名称がよく似ているなどにより、受け手の地域の方々がこれはどのような取組みをしていけばいいのかと戸惑いをみせていることもままあると思います。そういった見守りの制度全般について少し交通整理をしていく必要があるのではないかなと思います。所見をお伺いしたいと思います。

長寿福祉課長

確かに市が行っている見守り事業や社会福祉協議会が行っております事業、あるいは地域が独自で行っておられる事業があり、委員がおっしゃいますようにばらばらの状態ではないかというふうに思っております。今、各地域で生活支援体制整備事業に取り組んでおりまして、各地域でこういった支援が

できるのかという話し合いをしていただく事業を進めております。一度、全体を横並びに見ながら、重複している部分や不足している部分がないかといったところを整理させていただきたいと思います。

鋪田委員

社会全体が高齢化する中で、地域で取り組まれている方々も高齢となり、若い方々が少なくなってマンパワーを割けなくなってきています。見守り制度の交通整理をしていただいて、しっかりと取り組めるような体制をつくっていただきたいと思います。また、制度もそうなのですが、その中に位置づけられた、例えば福祉推進員などのいろいろな形のポジションがあって、それが地域の中でうまくいっているところと、そういった方々と例えば社会福祉協議会あるいは民生委員さんたちとの連携がうまくとれなくて、力を生かしていないということがありますので、組織全体の中で、またその中にいろいろと位置づけられた職種といいますか、そういったものもあわせて交通整理をしていただきたいと思います。

長寿福祉課長

今、申し上げました地域での推進会議は各地域包括支援センターに委託しており、会議のコーディネートを行うという形にしておりま

すので、今後の検討に当たりましては地域包括支援センターが中心となって整理をさせていただきたいと思います。

鋪田委員 取り組みをぜひ進めていただきたいと思います。

舎川委員 議案説明資料の中身ではなくて、最初に、福祉保健部長が議案説明資料を何度も差しかえられたということをおっしゃられましたが、差しかえの原因は何ですか。議会が以前より早く議案を求めたことが原因ということはありませんか。

福祉保健部長 それは全くございません。こちらのミスであります。

舎川委員 今後提出されるときには気をつけてください。加えて、我々は委員会でも会派でもいろいろなところに視察に行っています。そのときに議会改革の一端として、例えばタブレットを導入しているところが結構あります。議案の訂正があった場合、わざわざ1枚1枚をコピーして皆さんに配らなくてもいいようなシステムになっています。議案書や決算書のような冊子のものは仕方ないのですが、議案説明

資料はタブレットに格納して、ミスがあれば差しかえる—ミスはよくないのですが、容易に差しかえができますので、タブレットの導入—当局も議会もいずれは考えなければならないというものですが、当局ではどのようにお考えですか。

福祉保健部長 こちらからはその経緯について申し上げにくいのですが、言い方は悪いのですが、今回のことを機会に検討していただければいいのかと。確かにタブレットであれば紙で差しかえるよりも輕易にはできるのかなという気はいたします。

委員長 今、福祉保健部長に答弁を求めましたが、そもそもタブレットの導入等については議会改革の分野だと思imasるので、今回の委員会における質問としてはちょっとなじまなかったのかなと思imas。よろしくお願imas。ほかにござimasせんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめます。
以上で、福祉保健部所管分を終了いたimas。

福祉保健部の皆さんは、退室願います。
説明員を交代いたしますので、しばらくお待ちください。

〔福祉保健部退室／こども家庭部入室〕

委員長

それでは、これより、こども家庭部所管分の議案の審査を行います。

議案第118号 平成29年度富山市一般会計補正予算（第5号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費中こども家庭部所管分、第2条繰越明許費中こども家庭部所管分、第3条債務負担行為の補正中こども家庭部所管分

を議題といたします。

これより、順次、当局の説明を求めます。

こども家庭部長 〔挨拶〕

こども家庭部次長 〔議案第118号中
人件費補正について、
議案説明資料により説明〕

こども支援課長 〔議案第118号中
保育所建設事業について、
議案説明資料により説明〕

こども福祉課長 〔議案第118号中
総合行政情報（こども医療費）システムの改修について、
ひとり親家庭学習支援事業委託費について、
議案書及び議案説明資料により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

江西委員 一連の質問をさせていただきます。ひとり親家庭学習支援事業委託費についてですけれども、今、新規で1カ所という言葉だけでお茶を濁されて説明がなかったのですが、これは新聞に載っていたC i Cビルで実施するというものですよね。先に報道をされてしまい、今私たちに説明をされた中にもそれを説明しようという試みがなかったわけですが、これはどうしてですか。

こども福祉課長 すみません、説明が漏れておりました。C i Cビル3階の学習室を利用することにしております。

江西委員 漏れていたというお話ですけれども、聞いていて漏れていたという感じではなかったと思うので、以後お願いします。今後、プロポー

ザルで事業を行っていくということですが、スケジュール表の中に参加児童募集—児童という表現は小学生というイメージがあって中学生は生徒なのかなという思いがありますが、これは小学6年生を募集するということですか。

こども福祉課長 児童福祉法上の児童ということであり、こども家庭部では18歳までの子どもたちを児童としております。生徒という表現は教育委員会において学校に通う子どもという意味だと理解しております。

江西委員 ありがとうございます。勉強になりました。次に、中学2年生の子どもがいる家庭にアンケートをとったところ、「中心地がいい、通わせたい」というような意見があったためC i Cビルに決定されたということなのですが、対象として中学2年生を選定した理由はなぜですか。

こども福祉課長 中学3年生は来年度には卒業しています。現在中学2年生の子どもは来年中学3年生になりますので、そのニーズを把握したほうがいいと判断しました。

村石委員 議案説明資料３ページの保育所建設事業について、埋蔵文化財センターの建物にアスベストが使用されていたことは非常に驚きなのですが、事前にはわからなかったということですか。

こども支援課長 ボイラー室の一部にあるということはわかっていたので、念のために事前調査を行ったところ、天井裏にも同じ製品が使用されていたことから今回これだけの予算をお願いすることになりました。

村石委員 アスベストは非常に危険な物質であり、このように使用されていたという情報は埋蔵文化財センターに連絡されていたのですか。

こども支援課長 今回の件については連絡されていると思いますが、竣工時からボイラー室の一部に使われていることは判明していましたので、現在埋蔵文化財センターにおられる方々は多分知っておられたと認識しております。

村石委員 次に議案説明資料４ページのひとり親家庭学習支援事業委託費について伺います。事業目的の中に、「平成３０年度以降の事業者を公募型の提案競技（プロポーザル）により選定

する」と書かれています。現在請け負っている事業者が引き続き行わずに、公募型のプロポーザルにした理由はなぜですか。

こども福祉課長 平成27年度の事業開始時から富山市母子寡婦連合会という福祉団体に運営をお願いして、3年間運営していただきました。現在、実施場所を1カ所増やすに当たり、学習ボランティアの確保について非常に困難を来しております。やはり人材不足ということがあります。福祉団体の方には3年間、大変御努力いただきましたが、柔軟な対応や事業の充実、安定した運営のために今回プロポーザルに切りかえたということです。

村石委員 切りかえた理由はわかりました。プロポーザルにより選定するということなので、学習塾の方も応募されるのではないかとというぐあいに考えていますが、どのようにお考えですか。

こども福祉課長 この事業を提案するに当たり、全国の他都市の状況などを確認したところ、学習塾が運営している県もございます。また福祉団体や社会福祉協議会などが運営している都市もあるので、それぞれの自治体でいろいろなやり方をしていると思います。

村石委員 債務負担行為の限度額が1, 200万円余りとなっています。これには会場費や学習ボランティアの人件費も含まれていますか。どのような積算根拠でこの金額が出たのか教えてください。

こども福祉課長 1, 257万9, 000円は限度額です。事業は平成30年度から平成32年度までの3年間ということにしているので、1年当たりの限度額は420万円弱になります。これから公募してこの限度額で提案を受けるということになります。積算根拠についてですが、まず学習ボランティアとはいうものの、有償ボランティアで行っておりますので、その方たちに人件費を払っております。それから運営するに当たり、生徒の募集や連絡のやりとりなどを行うコーディネーター—現在は福祉団体の方にその役割を担っていただいておりますが、この方に対する人件費も必要です。また、学習ボランティアの方への有償ボランティア費用のお支払いなどを積算しています。

村石委員 学習ボランティアの方の1時間当たりの単価は概ね幾らですか。発表できなければいいのですが、もし発表できるのなら教えてください。

こども福祉課長 学習ボランティアの方には3,000円を支払っております。

村石委員 1時間当たり3,000円ということですか。

こども福祉課長 1回につき2時間なので、1時間当たり1,500円です。交通費は支払っておりません。

村石委員 交通費は積算の中には入っていないということですか。

こども福祉課長 待遇改善として、今度は積算の中に交通費を見えています。

村石委員 最後にします。先ほどこども福祉課長は、平成29年12月8日から公募しますという案内を出していると説明されましたが、これは議会、議員側からするとフラッシングではないかと思えます。一般的には予算が確定した上で入札・告示をして、実際に該当者に説明をするなど、行政にはそのような手続が必要だと思います。予算の裏づけがない中でこのようなことを公募することについて、非常に問題があると思いますが、どうですか。

こども福祉課長 契約課などとも協議をしております。ホーム

ページを見ていただくとわかるのですが、予算については議決を経る……

委員長 もうちょっと大きな声でお願いします。

こども福祉課長 予算については議決を経ることが条件であり、内容が変更になる場合がありますというただし書きをしております。

村石委員 契約課に相談したことやただし書きがあることはわかりましたけれども、そういうことが本当にいいのかどうか。それだけ慌てる必要があった理由は何ですか。要するに、公募の開始が今12月定例会後ではなく、早く行うことにした理由は何ですか。

こども福祉課長 事業の開始予定を平成30年4月としてスケジュールを組んでおります。応募の前提条件として入札参加資格というものが必要になりますので、参入できる期間を設けることにより、たくさんの団体や事業者に応募していただけるよう、今回は12月8日に公募を開始するというスケジュールにいたしました。

村石委員 こども家庭部長にお伺いします。一般的な行政と議会の関係で言うと、私たち議員は行政

をチェックする側に立っておりますので、今回の件はある意味、議会を軽視したようにも受け取れます。今説明されたような理屈があればそういったことも可能であるかもしれませんが、そのようなことがあれば事前に各会派への説明があってしかるべきですし、あくまでもこの処置は特例だというふうに考えられると思いますが、こども家庭部長の見解はどうか。

こども家庭部長　こども福祉課長の説明により、スケジュール的なことから今12月定例会で債務負担行為をお願いすることは御理解いただけたと思います。手続的に問題はなかったのですが、委員の方々への事前説明などしかるべきことがあってもよかったのではということについては、今後配慮させていただきたいと思います。

江西委員　この件について、いろいろと質問をしたかったので、きのう会派でも勉強をしました。今までのやり方からプロポーザルによる選定に変更したのに、そこでもまたボランティアという言葉が使われているのはわかりにくいとかー12月8日からホームページに事業内容が掲載されていたということですが、今の時

点で見えていないので困ったなと思っております。きょうこのような審議をするのであれば、少なくともホームページでどのような募集をしているのかについて事前に説明をしていただかないと、私たちも情報が全然わからないわけです。ホームページを見たことで出る質問もきっとあると思いますので、今のこども家庭部長の答弁でも説明不足です。これは村石委員の言うとおりであって、今後私たちが審議しやすいように事前に情報を伝達してください。別に根回しとかではなくて、ホームページに掲載しましたということくらいがわからないと内容がよくわかりません。先ほどの新聞の件もそうなのですが、事前に出せる情報があるのであれば、今後はしっかりと伝達していただきますようによろしく願います。

こども家庭部長 江西委員、村石委員の御意見につきましては、今後きちんと対応させていただきたいと思えます。

久保委員 先ほどの村石委員の説明でちょっとわかりかねた部分がありました。保育所建設事業の中でアスベストの使用について、私の認識では通常使用する場合は飛散する可能性がないけ

れども、解体する場合に飛散の可能性が出てくると思っていましたが、それで間違いないですか。

こども支援課長 そのとおりでございます。

久保委員 通常使用されていた方が、もしかしたらアスベストの被害を受けているかもしれないと誤解を与えかねなかったのです。それに関してはわかりました。その上でアスベストが使用されていることに関して、ある程度の年度からその可能性がわかっていたのではないかと思います。ちなみに埋蔵文化財センターの所管はどこですか。

こども支援課長 教育委員会です。

久保委員 保育所を待ち望んでおられる方もいらっしゃるわけですし、所管が違うことによって情報伝達一施工時期であったり、使用した部材であったりについて、もし齟齬があったのならば、次回からこういったケースの場合はしっかりと所管・担当課と事前にきちんと協議をした上で、このような補正が出てこない対応をお願いします。

こども支援課長 今言われたとおり、しっかりと連絡を取り合
っていきたいと思います。

久保委員 次にひとり親家庭学習支援事業について、こ
れは3カ所で開催する学習支援を一括して業
務委託されるということですね。この議案と
いうことではないのですが、島委員のように
個人で放課後児童クラブを行っておられるよ
うなところには専門的な勉強を教えるという
技能を持った方がいらっしゃることもあると
思いますし、塾の形態で学習支援を行うと子
どもが帰った後にあいているスペースを使え
るということもあると思います。この議案に
ついては今のままでいいと思いますけれど、
将来的に事業の拡大や他事業との連携につ
いても今後ぜひ検討していただきたいと思
います。これはお願いとして言わせていただ
きます。

鋪田委員 ひとり親家庭学習支援事業について伺います。
事業目的が議案説明資料にさらりと書いてあ
りますけれども、学習支援事業については一
般質問の中でもたびたび取り上げられ、市長
が答弁されていたと思いますが、市長はこの
狙いについて特に教育ではないのだというよ
うなことをおっしゃっておられました。ここ

でもう一度、学習支援事業の狙いについてこども家庭部長のほうから御意見をお願いします。

こども家庭部長　ひとり親家庭学習支援事業は、やはり福祉の観点から行っている事業でございます。ひとり親の方は一般的に収入が低く、経済的に困窮しておられる方が多かったり、子どもを塾へ通わせようと思ってもなかなかできないといったような実態もあるかと思えます。また、ひとり親ということで子どもの勉強を見てあげようにも時間的な余裕がないということから、こういった方たちの経済的・精神的な負担を軽減するとともに、よく言われております子どもたちの貧困の連鎖を断ち切るという狙いがあります。対象の中学生には、高校へ進学して自分たちの将来を自立したものにしたいという思いから事業を実施しているものでございます。

鋪田議員　これからもその狙いをしっかりと踏まえてやっていただく必要があると思います。もちろん類似した事業はいろいろとあると思いますので、そういった事業との組合せは必要だと思えますが、狙いについては外さないようにこれからもお願いしたいと思います。

木下委員 他の方の発言と重なるところもありますが、ひとり親家庭学習支援事業のいろいろな話をお聞きして、すごくいい事業だと感じております。ただ、本当の狙いが学習塾のように学力を上げるのではなく、学習習慣をつくることであるということをお聞きしたところです。平成27年度から事業が開始し、今はまだ手探り—他都市の状況等を調べられたり、利用者の方にアンケートをとられたり、いろいろな情報を集めながらこれから育てていく若い事業というか、そういった段階の事業だなと感じております。これからも利用者の方へのアンケートはもちろん、事業者の方の運営状況等もチェックしていただいて情報収集をしながら、どのようなやり方がいいのかを研究していただいて、この事業を進めていただきたいなというふうに思っております。

島委員 ひとり親家庭学習支援事業について意見を述べさせていただきますが、非常にいい事業であるということはすごくよくわかっています。木下委員も言われましたが、学習習慣をつくるということにも視点を当てるべきだなと…

委員長 大きな声で簡潔にお願いします。

島委員

では簡潔に。限られた予算の中で、しかも限られた期間の中で、いろいろなことを一生懸命に考えてこのような案を出しておられることは大変よくわかりますので、この事業は大切にしていかなければならないと思います。それこそ先ほど言われたとおり、例えば予算をつけて月2回、1回につき2時間程度の事業を行うことにどれだけの意義があるのかというようなこともしっかりと見ていただいて、さらに中学生20人という対象ではなく、もう少し下の学年からしっかりと教育するということも将来的にはぜひ見ていただきたいと思います。いろいろと言いたいことはありますが、きょうはこの程度にとどめておきます。

委員長

質問ではないですね。
ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

委員長

ほかにはないようですので、これをもって、議案の質疑を終結いたします。
これより、議案第118号中こども家庭部所管分の討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

討論なしと認めます。

これより、議案第118号中こども家庭部所管分を採決いたします。

本案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。

よって、本案件は、原案可決されました。

以上で、こども家庭部所管分の議案の審査を終了いたします。

次に、こども家庭部所管分で、議案以外に何か質問はありませんか。

久保委員

何点か確認をさせていただきます。まず、先ほど福祉保健部にもお話しさせていただいたのですが、私たちが市民の皆さんからいろいろな意見を伺って現状確認や行政側に改善を求めることがありますけれども、そういった調査活動をしていく中で、いまだにこんなものを紙ベースで管理しているのかとか、上手に機能していないシステムがあってもっと改善したいというような話を時々聞くことがあ

ります。実際に皆さんの業務のいろいろな要望を聞く機会が少ないことから、ぜひ、来年の3月定例会の常任委員会において、皆さんが現在行っている業務の中で他市の事例等を含めてシステム化が望ましい、もしくはシステム化するべきだと思っているものがあればその情報を挙げていただきたいと思います。可能ですか。

こども家庭部長 システム化により業務効率が上がるといったものについては、適宜、当初予算や補正予算で予算要求を行っているところでございます。したがって、何か必要なものをとということですが、必要なものはシステム化しているという認識であります。

久保委員 それであればいいのですが、福祉保健部は部内を一度精査して、他市には事例等があるのに富山市でシステム化がかなわないものについての情報を挙げていただけるというお話でしたので、できればこども家庭部においても、システム化が望ましいものや他市では既にシステム化されているようなものがあつた場合には御報告いただきたいと思います。

続けて、先日、高田 真里議員が教育委員会に放課後児童健全育成事業等の情報共有につ

いて一般質問をされた際、教育委員会としては、学校に情報を上げていただくことはもちろん大丈夫ですが、学校側から放課後児童健全育成事業を行っている事業者に対しては、個人情報保護の観点から情報提供はできないというようなお話がありました。実際、高田真里議員も「条例や約款において、放課後児童健全育成事業を行っている事業者も秘密保持の規定がなされていると思います」と発言されています。現状は学校とうまくやりとりをしながら行っているところがあると思いますが、指導員が学校側に情報を上げることが条例違反や約款違反になってしまうと、そういったものも完全に委縮してできなくなってしまうのではないかというふうに不安を感じています。ここは厚生委員会ですので、こども家庭部から教育委員会に対して個人情報の取扱い一市の条例では審査会等を開けば個人情報の取扱いについて新たに規定をつくることはできるというような項目もありますので、どうかそのようなものをぜひ検討していただきたいと思いますが、御所見をお願いします。

こども家庭部長 学校と地域児童健全育成事業や民間の学童保育の間における個人情報のやりとりについては、教育委員会がそのように答弁されました

ので、課題というものがどこにあるのかも含めて調査をさせていただきたいと思います。

久保委員

もう1点、地域児童健全育成事業についてお聞きします。児童数が多いところは地域の方が選考することになっています。これにより、地域の方からの苦情が直接、地域の方に届く形となり大変苦慮されていると言われております。また、地域には調査権限がなかなかない中で調査も行うため、世帯収入や世帯構成についての公平性がなかなか保てません。特に、保育所から小学1年生に上がった段階でそういった基準が急に曖昧になって、入れたものが入れなくなったという話が出てきます。地域児童のあり方については、多分、我が会派においても全議員が将来的に抜本的な見直しが必要であると思っていますし、当局の皆さんもそのような意識でいらっしゃると思います。ただ、抜本的な改革をするためには、丁寧に議論を積み上げていく必要があると思いますので、当局でも将来の地域児童のあり方、放課後の子どもたちのあり方、共働き世帯の子どもの居場所づくりについて、しっかりとした議論をぜひ始めていただきたいと思います。しかしながら、こども家庭部長としてはこの問題に対してどのようにお考えですか。

こども家庭部長 地域児童健全育成事業につきましては、委員の皆さんも御承知のとおり長い歴史やこれまでの経過・経緯もございます。それぞれの地域によって、運営の仕方も統一されているとは言えないところがございます。そのような中で、今言われたような抜本的—ゼロベースから見直すということはなかなか容易なことではないとは思っております。ただ、久保委員が言われましたように、問題意識を持って検討していくことは重要ではあるとは思っております。今定例会でも、概ね40人以下という基準を大幅に超えている校区が何校区かあるという課題について質問が出ておりました。課題はこればかりではないと思いますので、課題を整理して詳細な実態というものを調べながら、今は喫緊に対応しなければならないものへの対応をまずは検討していきたいと思っております。

久保委員 喫緊の対応についてはもちろん対応しなければなりません。自民党会派としても、合併して10年たっても地域差をなかなか埋められない状況に関して、市民に不公平感があるのではないかと、事業者負担があるのではないかと、民業を圧迫している部分があるのではないかと、いろいろな問題が出てきて

いると思っています。先日、森市長も「民業にどんどん入っていただければいいのではないか」と言われた際に、「無料で預かるという事業をしていることが本当に民業参入に対して適正な市場を提供できるのか」とも言われており、これからはやはり議論の対象になってくると思います。ただ、こども家庭部長が言われるように、これは本当に大変な作業と大変な変革になると思います。喫緊の課題をきちんと乗り越えながら、抜本的な問題解決をするときには抜本的にもものを見ていかないといけないと思いますので、当局としても絶えずそのような意識のもとで今後ともしっかり御検討いただきたいと思います。これはお願いです。

島委員

久保委員の話に近い意見になると思いますが、子ども会のあり方については本年9月の厚生委員会でもお願いしました。久保委員は抜本的に見ることも大事ではないかと言われ、当然そうしていただきたいという思いもありますが、目の前に困っているお母さん方がたくさんいらっしゃるので、抜本的にやっていると時間が間に合わないということもあります。この後どのような行程を経て標準化・平均化を図っていくかというようなことと実態一目

の前の困っている親子をどうやって救っていくかという現状把握をしっかりとした上で、隣の小学校区であろうがどこであろうが同じになるようにするためには、どのような進め方をしていけばいいのかをぜひ並行して考えていただきたいと思っております。実態を探ることが一番大事かなと思いますが、地域の親御さんたちのニーズはあるけれども、自治振興会があまり前向きではないといった実態もあると思うので、そういうときにどのように解決したらいいかということも具体的に考えながら少しでも進めていくことで、子育てが楽になって働くお母さんがずっと働き続けることにつながると思います。こども家庭部はそのようなスタンスでいていただきたいと思っております。議会のときにも……

委員長 本会議場での質問とかぶるようなところがあれば簡潔にお願いします。

島委員 教育委員会に場所の提供についての質問をしたところ、場所はないという話をされました。来年3月にも議会がありますので、厚生関係の部としてその辺にどのような希望があるのかを教育委員会にきちんと言えるような状態で臨んでいただければと思います。これは要

望です。よろしく申し上げます。

委員長 ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめます。
以上で、こども家庭部所管分を終了いたします。
こども家庭部の皆さんは、退室願います。
説明員を交代いたしますので、しばらくお待ちください。

〔こども家庭部退室／市民生活部入室〕

委員長 これより、市民生活部所管分の議案の審査を行います。
議案第118号 平成29年度富山市一般会計補正予算（第5号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費中市民生活部所管分、第3款民生費中市民生活部所管分を議題といたします。
これより、順次、当局の説明を求めます。

市民生活部長 〔挨拶〕

市民課長 〔議案第118号中
住民基本台帳ネットワークシステム費補助金
について、
議案書により説明〕

市民生活部次長 〔議案第118号中
人件費補正について、
議案説明資料により説明〕

市民生活相談課長 〔議案第118号中
地区センターの修繕について、
議案説明資料により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

江西委員 地区センターの修繕について、地区センターは公民館の中に入居しているようなイメージがあるため、雨漏りのような修繕は、本来、公民館を所管する教育委員会の予算で対応するのかなと思います。どうなのですか。

市民生活相談課長 公民館を建てることにつきましては教育委員会の生涯学習課で担当しておりますが、その維持管理につきましては市民生活相談課が担当しております。

江西委員 ありがとうございます。勉強になりました。

久保委員 地区センターの修繕について1点確認なのですが、事業費500万円の財源はどのようになっていますか。

市民生活相談課長 市有物件災害共済会災害共済金が21万9,000円と記載してありますが、これはいわゆる建物の保険金でございます。その残りは全て一般財源です。

久保委員 国から災害復旧事業費が返ってくるということもなく、一般財源という考えでよろしいですか。

市民生活相談課長 このような風水害につきましては、土木の災害復旧とは違いますので、これは全て一般財源になります。

木下委員 今の市有物件災害共済会災害共済金21万9,000円について、保険から払われているということなのですが、保険金がこれ以上出るように掛けることはできないのですか。

市民生活相談課長 市には市有物件や公共施設等がたくさんございます。保険については、全国市長会の関連

団体として全国市有物件災害共済会というものが組織されており、いわゆる共済事業としてそれぞれの市からお金を集めて共済金を払うというシステムになっており、財務部管財課が一括して入っております。風水害に関して、雨漏り等の費用は災害の対象にはなっていないということから、今回は21万9,000円を見込んでいます。

木下委員 わかりました。

村石委員 今ほど質問のあった地区センターの修繕について、私なりに質問をします。1つは雨漏りが5件あったわけですが、これは日常的にしみがあって、台風の影響で雨漏りしたというケースはなかったのですか。

市民生活相談課長 過去に1度ございましたが、原因が特定できる場合につきましては、その都度修繕をしているところでございます。ただ、雨漏りにつきましては、どこから漏れているのか一明確なクラックがあればよろしいわけですが、そういうことがわからない場合はなかなか判断しにくいということがあります。また、そのときの雨の量や吹き込む風の強さといったことによりわからないということがあります。

今回は非常に大きな台風であったため、そのようなことが顕在化したものと思います。

村石委員

議案説明資料の事業内容を見ると、屋外掲示板倒壊や樹木倒壊と記載されており、人的な被害や物的な被害がなかったことは本当によかったと思います。万が一、何かが飛んでいたら、近所の家や車にぶつかったり、人が歩いていたら人にぶつかったかもしれません。これは本当に幸いだったと思います。ところで、日ごろから建物や掲示板がどうなっているのかを点検する必要があると思います。また、現在公共施設等総合管理計画が出ています。地区センターについてどのような状況になっているのかを調査する計画はあるのですか。

市民生活相談課長

まず地区センターの外観と内観について、営繕課に1年おきに点検をしていただいております。その中で、早急に修繕した方がいいという報告が上がれば、予算を要求して対応しているところでございます。その他、毎年予算要求時期には地区センター所長からどの部分の都合が悪いかをヒアリングいたしまして、その中で対応可能なものから対応しているという状況でございます。

村石委員 外観とか内観という話でしたけれども、看板については点検をされているのですか。

市民生活相談課長 当然、外観点検の中では確認していると思っております。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ほかにないようですので、これをもって、議案の質疑を終結いたします。

これより、議案第118号中市民生活部所管分の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。

これより、議案第118号中市民生活部所管分を採決いたします。

本案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。
よって、本案件は、原案可決されました。
以上で、市民生活部所管分の議案の審査を終了いたします。
次に、報告案件として提出されております、報告第42号 専決処分報告の件（損害賠償請求に係る和解の件）中、専決第25号、専決第28号
を議題といたします。
これより、順次、当局の説明を求めます。

生活安全交通課長 〔報告第42号中
専決第25号について、
議案書により説明〕

スポーツ健康課長 〔報告第42号中
専決第28号について、
議案書により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

なお、ただいまの報告案件につきましては、議決不要のものです。

次に、市民生活部所管分で、議案及びただいまの報告以外に、何か質問はありませんか。

久保委員

先ほどから皆さんに同じお願いをしているのですけれども、私たち議員がいろいろな調査活動をしている中で、他市ではシステム化しているのにいまだに紙ベースで管理するのが大変煩雑であるといった事例について、当局の皆さんから伺う機会がなかなかありません。来年3月定例会の際に、例えばこういうものは他市でシステム導入されていますとか、本市としてはこういうことをシステム化して事業を効率化できるのではないかと考えていますとか、こういったものを将来的にシステム化するべきだとか、そういった案件が市民生活部にどの程度あるのかということを知りたいです。予算があるのですぐにはできませんが、取りまとめた資料等の提出をお願いしたいと思いますが、いかがですか。

市民生活部長

全国に自治体がたくさんある中で私たちも全てを把握しているわけではありませんが、同じ規模一中核市レベルでどのようなものがある

るのかを必要に応じてその都度調べており、検討している事業もあれば、そうでない事業もあります。今そのような話がありましたので、改めて全国ではどのように進んでいるのかを調べたいと思います。

委員長 ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。
以上で、市民生活部所管分を終了いたします。
お諮りいたします。
本日の委員会はこの程度にとどめ、散会いた
したいと思います。
これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。
12月18日（月曜日）は、午前10時から
委員会を開き、市民病院及び環境部所管分
の議案の審査などを行います。
本日は、これをもって散会いたします。